

## 米子市伝統芸能認定要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、本市の区域内において長年にわたり受け継がれてきた伝統芸能を米子市伝統芸能として認定することにより、当該伝統芸能の保存、普及、継承等（以下「保存等」という。）に貢献した団体の功績をたたえ、もって将来に向けた米子市伝統芸能の保存等に寄与することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において「伝統芸能」とは、本市の固有の歴史、文化等を反映した伝統的な芸能のうち、国、県又は市による文化財の指定、登録又は記録選択を受けていないものをいう。

### (認定)

第3条 市長は、次に掲げる要件の全てに該当する伝統芸能を、米子市伝統芸能として認定するものとする。

- (1) 本市を拠点として保存等の活動が行われていること。
- (2) 保存等の活動がおおむね50年以上継続しているものであって、今後も当該活動の継続が見込まれること。
- (3) 市民の認知度が高く、郷土との関わりがあること。

### (認定の推薦)

第4条 前条の認定（以下「認定」という。）を受ける伝統芸能の候補を推薦しようとする者は、市長に対し、米子市伝統芸能認定候補推薦書兼活動調書（別記様式）を提出しなければならない。

### (認定の決定)

第5条 市長は、前条の規定により同条の米子市伝統芸能認定候補推薦書兼活動調書の提出を受けたときは、その内容を確認の上、認定の可否を決定するものとする。

### (認定の取消し)

第6条 市長は、米子市伝統芸能が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該米子市伝統芸能に係る認定を取り消すことができる。

- (1) 第3条各号に掲げる要件のいずれかに該当しなくなったと認めるとき。
- (2) 米子市伝統芸能としての品位が失われたとき。

### (規定外事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、米子市伝統芸能の認定に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年9月30日から施行する。